

公 告

令和5年12月5日

防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地
業務隊長 1等陸佐 西 藤 寿 洋

防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地の令和6年度第14旅団創隊18周年及び駐屯地開設74周年記念行事において、野販売店の設置及び経営を行う業者を次のとおり募集いたします。

1 設置場所及び募集業種

- (1) 設置場所
香川県善通寺市南町2-1-1 防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地
- (2) 募集業種
飲食（生鮮食品・酒類を除く。）・ミリタリーグッズ

2 設置日時等

- (1) 設置日時
令和6年4月27日（土）及び28日（日）の2日間
- (2) 設置時間
各日午前9時から午後3時まで
- (3) その他
天候、その他の状況により、官側の都合で急遽中止する場合がある。

3 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置

4 募集資格

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守すること
- (2) 契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせることなく業務を遂行できること
- (3) 暴力団及び暴力団員でないこと。また、暴力団と関与していないこと

5 募集要項の配布

- (1) 期 間
令和5年12月6日（水）から令和5年12月20日（水）
平日の午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所及び問合せ先
防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地 業務隊 厚生科厚生班 宮川（みやがわ）
電話 0877-62-2311（内線2357）

6 その他

細部の内容は、募集要項による。

募集要領

1 概要

香川県善通寺市南町2丁目1番1号に所在する防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地において、令和6年度善通寺駐屯地の開設等記念行事における野外交店の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと

3 設置施設の所在地及び名称

香川県善通寺市南町2丁目1番1号
防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地

4 設置期間

(1) 実施日

令和6年4月27日（土）及び28日（日）（2日間）

※ただし、災害派遣等で行事の中止を含め内容等を変更する場合がある。

(2) 営業時間

午前9時から午後3時（基準）

5 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

(2) 販売品目

食品（生鮮食品を除く。）、飲料（酒類を除く。）、ミリタリーグッズ等

(3) 店舗数10店舗前後（駐屯地隊舎周辺指定地域）

細部は、仕様書のとおり。

※ 設置場所の状況及び記念行事計画の変更並びに応募状況を勘案し業者数を決定する。

(4) 電気・水の供給

販売に必要な電気・水の供給はないので、出店業者で用意すること

(5) その他

仕様書のとおり

6 販売品目等について

(1) 食品販売

ア 食品衛生法に基づく営業許可を必要とする食品販売については、管轄保健所に臨時食品営業許可を受けるので、業者決定後の書類提出日（別途連絡）までに善通寺駐屯地厚生科厚生班長に、「臨時営業で調理販売する食品一覧」（別途配布）を提出すること

イ 食中毒事故に備え保険に加入していること

ウ 調理者及び販売員全員が腸内細菌検索結果を確認できる書類の写しを指定する期日までに提出すること

エ 切り売り果物、生もの等加熱しない食品及び管轄保健所から露天販売を禁止している食品の販売は禁止する。

(2) ミリタリーグッズ

放射性同位元素が装備された羅針盤トリチウムコンパス、ライター、ガスカ

トリッジ等の可燃性質を有する危険物及び刃物、モデルガン及び弾薬・爆薬等の模造品は販売できない。

7 募集要領・仕様書説明会及び現地説明会

(1) 日 時

令和5年12月21日（木）午後1時から

(2) 場 所

防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地内 厚生センター1階 シアタールーム

(3) 携行品

募集要領及び仕様書

(4) 参加申込

ア 本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できない。

イ 参加希望者（各業者2名以内）は、令和5年12月20日（火）午後5時（期日・時間厳守）（土・日・祝日を除く。）までに下記事項を下記の連絡先にメール又はFAXすること

(ア) 会社等名称

(イ) 出席者氏名

(ウ) 連絡先・電話番号

(エ) 当日使用する車種及び車番

(オ) 善通寺駐屯地到着予定時刻（徒歩来隊者）

ウ 連絡先

防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地業務隊厚生科厚生班

電 話 0877-62-2311 内 線 2357

FAX 0877-62-2315 担当者 宮川（みやがわ）

8 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、提出書類を期限までに提出すること

なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出書類

(ア) 申請書 1部（別紙第1）

(イ) 企画提案書 8部（別紙第2）

※ 企画提案書は2枚以内とし、次の事項について必ず記載または資料を添付すること。記載されていない場合は失格とする場合がある。

- a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙第3）
 - b 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
 - c 環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
 - d 衛生管理方法
 - e クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
 - f 陸上自衛隊善通寺駐屯地における営業方針
 - g 会社概要
 - h その他のアピールポイント
 - i 出店区画希望表（別紙第4）
- (ウ) 企画提案書付属書類 8部
販売商品カタログ、その他企画提案書の具体的資料等（日本工業規格A4）
- (イ) その他関係書類 各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。また、提出された書類は返納しない。）

- a 業務確約書（別紙第5）
- b 戸籍抄本（法人である業者にあっては、法人登記簿謄本）
- c 営業経歴書、財務諸表（直近のもの）
- d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書（その3）
- e 会社概要（任意様式、パンフレット可）
- f 印鑑証明書
- g 都道府県知事等の発行した営業許可書等の写し（許可を必要とする業者のみ。）
- h 誓約書（別紙第6）
- i 役員名簿（別紙第7）

注： 防衛省競争参加資格（全省庁統一規格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しをb、c及びdに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

〒765-8502 香川県善通寺市南町2丁目1番1号

防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地業務隊 厚生科厚生班

TEL0877-62-2311 内線2357 担当者：宮川（みやがわ）

ウ 提出期限

令和6年1月12日（金）午後5時まで

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提案書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

9 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。

10 選考結果等

(1) 業者の内定時期

令和6年1月31日（水）～令和6年2月2日（金）の間で予定

(2) 結果通知の要領

内定業者に電話連絡

11 業者内定後の提出書類

野販売店の設置及び経営の業者として内定された者は、以下のとおり提出書類を提出すること

(1) 提出書類

国有財産使用許可申請書所要部数（業者内定後、別途送付）

(2) 提出先

申請書等の提出に同じ。

(3) 提出期限

令和6年2月13日（火）（業者内定後、別途連絡）

12 その他

出店希望場所等は、希望に沿うことができない場合がある。

申 請 書

令和 年 月 日

防衛省陸上自衛隊
善通寺駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別 法人 ・ 個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

香川県善通寺市南町2丁目1番1号に所在する防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地内において、野外交店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

〈申請を行う業種等〉

番号	業 種	設 置 場 所	備 考

※ 記入例

番号	業 種	設 置 場 所	備 考
1	自衛隊グッズ	露店 1店舗	4.0m×6.0m
2	食品（焼きそば）	キッチンカー	4.0m×8.0m

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

企画提案書（2枚以内）

会社名：

設置希望業種：

設置場所：

a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第3）

b 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200字以内）

c 環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法（200字以内）

d 衛生管理方法（200字以内）

e クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法（200字以内）

f 陸上自衛隊善通寺駐屯地における営業方針（200字以内）

g 会社概要

(a) 本社所在位置

(b) 設立年月日

(c) 資本金

(d) 社員数

(e) 店舗数

(f) 売上高

h その他のアピールポイント（200字以内）

i 出店区画希望表（別紙第4）

主な販売予定商品・販売価格表

メーカー名	商品名	規格等	価格 (円)	市価 (円)

※ 様式変更可 (商品名・価格・規格等が記入されていれば、カタログ・パンフレット等による代替可)

出店区画希望表

希望区画	備 考

(記入例)

希望区画	備 考
露 天	1 個区画4.0m×6.0m 1 店舗 (白テント)
キッチンカー	1 個区画4.0m×8.0mに 1 店舗 (移動販売車)

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

防衛省陸上自衛隊
善通寺駐屯地業務隊長 殿

「香川県善通寺市南町2丁目1番1号に所在する防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地における野外売店の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを誓います。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人 ・ 個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき、なお、役員等に変更があった場合は、速やかに様式別紙第7により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、またこれらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省 陸上自衛隊
善通寺駐屯地業務隊長 殿

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

㊞

仕 様 書 (その1)

1 業務件名

防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地における令和6年度善通寺駐屯地の開設等記念行事における野外交店の設置及び経営

2 業務内容

記念行事野外交店の設置及び経営の業務

3 相手方の決定

本業務を行う者については、防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、野外交店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、中国四国防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し又は変更することがある。
 - ア 国が許可財産を使用するとき
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき
- (4) 使用許可期間が満了したとき又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること

5 丙の資格

丙は以下の条件を満たしていること

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること
- (3) 国有財産使用許可書の使用条件を遵守できること
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること
- (5) 暴力団及び暴力団員でないこと、また暴力団と関係しないこと

6 国有財産使用料

丙は、乙に野販売店等の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと
1 平方メートルあたりの国有財産使用料の最終的な金額は使用を許可する時点で決定する。

なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を納入すること

7 業務期間

令和6年4月27日（土）及び同年4月28日（日）

なお、業務の時期については、施設の状況等により変更する場合もある。

8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

(1) 丙は、自らの責任において野販売店を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

(2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

11 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること

12 情報保全の遵守

(1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報及び施設内並びにそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）

の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する業務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、事前に甲及び乙に通知し、甲及び乙の指示に従い解除することができる。

15 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと
- (3) 野販売店の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。
また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと
- (4) 丙は、本業務の遂行に要する光熱水料、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (5) 販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (6) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、丙は営業許可を取得した後、販売すること
- (7) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は即時に対応すること
- (8) 丙は、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (9) 丙は、売上金額を販売終了後までに、担当職員に提出すること
- (10) 丙は、本業務の従事者に係る書類、その他担当職員の指示する書類を担当職員に提出しなければならない。
- (11) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。

16 仕様の細部

仕様の細部は、仕様書（その2）のとおり

仕 様 書 (その2)

- 1 募集業種 (基準)
野販売店 (露天) 及びキッチンカー (移動販売車)

- 2 設置場所 (基準)
170号隊舎及び300号隊舎の南側道路上
4.0m×6.0m前後×10店舗前後

- 3 国有財産使用料 (参考 令和5年度)
屋外日額: 3円/㎡ (1日)

- 4 営業日及び営業時間等
 - (1) 営業日
令和6年4月27日 (土) 及び同年4月28日 (日)
 - (2) 営業時間
原則として午前9時~午後3時までとする。

- 5 その他の営業条件
 - (1) 来場者等のニーズに合った商品・価格を提供するよう努めること
 - (2) 緊急時は、国が使用する場合がある。